

## 出産祝金 (住民課)

予算額 250 万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後1年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。



支給対象者	令和2年4月1日以降に出生し、1年を経過し、下記のいずれにも該当する方が対象です。 ・出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること
祝金の額	・第1子の場合 10万円 (内3万円商品券) ・第2子の場合 20万円 (内5万円商品券) ・第3子以降 30万円 (内10万円商品券)

## 新築住宅取得補助金 (企画課)

予算額 600 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。



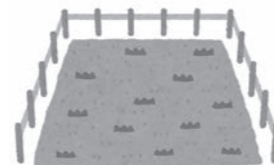
補助対象者	・65㎡以上の住宅を新築した方 ※住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。 ・事業計画認定を受けてから6ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方 ・新築住宅取得から3ヶ月以内に住民票を異動された方 ・補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して5年以上定住する方など
補助金額	・100万円 ・新婚世帯又は子育て世帯(養育1人)の場合は50万円上乗せ ・子育て世帯(養育2人)の場合は100万円上乗せ ・子育て世帯(養育3人以上)の場合は150万円上乗せ

## 住宅用地取得補助金 (企画課)

予算額 300 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。

※用地取得前にご相談ください。



補助対象者	・100㎡以上の土地を購入し、65㎡以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から6ヶ月以内に工事を完了された方 ・土地取得の日から1年以内に事業認定を受けた方 ・2親等以内の親族から購入した土地でないこと ・補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	・住宅用地購入価格の3分の2 (上限100万円) ・市街地区にあっては、1㎡あたり5,000円を上限とし、それ以外は1㎡あたり300円を上限とします。



小学1年生はじめての給食(4月12日)

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各種事業を実施しています。  
 その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

## 結婚祝金 (企画課)

予算額 100 万円

町内の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。  
 交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

支給対象者	・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること ・婚姻届出日現在で、夫婦の合計年齢が80歳未満であること ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること ・夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上町内に住所を有することなど
祝金の額	・夫婦1組に対して20万円

## 結婚新生活支援補助金 (企画課)

予算額 120 万円

町内で結婚を伴う新生活をされる世帯を対象に、引越し費用及び住居費の一部を補助します。

補助対象世帯	・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届けを受理された夫婦 ・婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること ・申請日から令和4年3月31日まで申請時の住居に居住すること ・夫婦の合計所得が400万円未満であること
補助内容	令和3年1月1日から令和4年3月31日までに補助対象世帯が支払った下記費用の全額 (合計30万円が上限額となります) ・住居費……結婚を機に購入及び貸借した住居に係る費用 ・引越し費用…結婚を機に引越しをした際に支払った費用

移住定住促進

・まちづくり事業

をお知らせします